

1 地域福祉計画の策定経過

計画策定体制については、行政組織として地域福祉計画策定会議を設置し、現行計画の「第4期伊達市地域福祉計画」を見直し、新計画素案を作成しました。

また、市民参加のため関係福祉団体の推薦委員と公募委員（人材バンク等）により地域福祉計画策定委員会を組織し、計画案の審議検討を行いました。

令和5年

- 6月12日 庁内において、第4期伊達市地域福祉計画進捗状況調査を実施
- 8月21日 伊達市地域福祉計画策定委員会設置（市民組織：第1回）
 - ・委嘱状交付、第5期伊達市地域福祉計画の概要について
- 9月12日 伊達市地域福祉計画策定会議開催（庁内組織：第1回）
 - ・第4期伊達市地域福祉計画進捗状況調書にともなう各取組の実績について調査を実施
- 9月29日 庁内において、第5期伊達市地域福祉計画（素案）について確認調査を実施
- 10月24日 伊達市地域福祉計画策定委員会開催（市民組織：第2回）
 - ・第4期伊達市地域福祉計画の取組状況について
 - ・第5期伊達市地域福祉計画（素案）について
- 11月24日 伊達市地域福祉計画策定会議開催（庁内組織：第2回）
 - ・第5期伊達市地域福祉計画（最終確認）について
- 11月30日 伊達市地域福祉計画策定委員会開催（市民組織：第3回）
 - ・第5期伊達市地域福祉計画最終案について

令和6年

- 1月15日 経営会議付議（原案決定）
- 1月17日 原案に対する市民意見公募（パブリックコメント）開始（2月15日まで）
- 3月 第5期伊達市地域福祉計画決定

2 伊達市地域福祉計画策定委員会設置要綱

伊達市地域福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 この要綱は、市民が主体となった地域福祉を推進する計画を策定するため、伊達市地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その組織運営等について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 委員会は、地域福祉計画の原案について検討を行う。

(組織)

第3条 委員会は、市長が委嘱する委員14名以内をもって構成する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から計画決定までとする。

2 委員が任期の途中で交代した場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1名を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数の出席により成立する。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、健康福祉部社会福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年8月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年8月16日から施行する。

3 伊達市地域福祉計画策定委員会委員名簿

伊達市地域福祉計画策定委員会委員名簿

(敬称略、順不同)

	推 薦 団 体	氏 名	備 考
委員長	西胆振心身障がい者職親会	大 垣 勲 男	理事
副委員長	伊達市社会福祉協議会	安 藤 明	理事
	伊達市民生委員児童委員協議会	石 本 武	副会長
	伊達市老人クラブ連合会	市 澤 正 昭	副会長
	伊達市連合自治会協議会	菅 原 讓 司	環境福祉委員
	伊達身体障がい者福祉協会	木 村 正 裕	会長
	北海道社会福祉事業団太陽の園	佐 藤 琢	総務部長
	伊達市校長会	佐 藤 淳	会長
	社会福祉法人伊達睦会	大 越 祐 平	事務局長
	公募	太 田 佳代子	
	公募	荒 井 秀 樹	
	公募	今 村 勝 吉	